

大分県社会的養育推進計画 2025改定版



大分県

令和7年（2025年）3月

～はじめに～

大分県社会的養育推進計画しゃかいてきよういくすいしんを知っていますか？

この計画は、こどもの権利けんりを守る取組や家庭に代わる養育よういくが必要なこどもの支援しえんなど、大分県における今後の社会的養育しゃかいてきよういくの在り方あ かた しめを示すとても大切なものですが、内容ないようが幅広はばひろいうえ、専門用語せんもん ぶんりょうと文量ぶんりょうも多くなっています。

そこで、こどもにとってもっと分かりやすく、読みやすいようにできないかと考え、「大分県社会的養育推進計画2025改定版しゃかいてきよういくすいしん かいていばん～こども版ぼん～」を作成さくせいしました。

こども版ぼんを通じて、こどもだけではなく、大人おとなの方にも手にとっていただくとともに、大人おとながこどもに内容ないようを伝つたえていくことで、少しでも多くの方々の社会的養育しゃかいてきに関する理解りかいが深まり、こどもの将来しょうらいが安全で安心なものになることを期待します。

目次

計画の改定にあたって	1
第1 社会的養育の基本方針と体制整備の全体像	3
第2 施設等で生活する子どもの権利を守る取組（意見を聴く、意見を言うサポート）	6
第3 市町村の子ども家庭支援体制の構築に向けた県の取組	13
1 市町村の相談支援体制の整備に向けた県の取組	13
2 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組	15
3 児童家庭支援センターの機能強化等に向けた取組	17
第4 支援を必要とする妊娠中や出産前後の女性等への取組	21
第5 代わりの養育が必要な子どもに関する現状と課題	23
第6 一時保護の改善に向けた取組	24
第7 家庭以外のケアが必要な子どもの安全で安定した生活を守る取組	27
1 児童相談所のサポート体制強化に関する取組	27
2 親子関係を取り戻すための取組	30
3 特別養子縁組推進のための支援体制構築	32
第8 里親やファミリーホームへの委託を進める取組	35
1 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み等	35
2 里親や委託中の子どもを支援するための取組	39
第9 施設の小規模・地域分散化、高機能化、多機能化に向けた取組（施設を家庭に近い 少人数の環境にする、地域ごとに分けて配置する、より質の高い支援を提供する、 色々な支援を提供する取組）	42
1 施設で生活する子ども数の見込み	42
2 施設の小規模・地域分散化、高機能化、多機能化に向けた取組	43
第10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組（施設や里親等のもとを離れた後に、こども たちの自立を助ける支援の推進に向けた取組）	51
1 自立を助けるために支援が必要なこどもの実態と見通し	51
2 社会的養護経験者の自立に向けた取組	52
第11 児童相談所の強化に向けた取組	55
1 県の児童相談所の人材確保・育成のための取組	55
2 中核市の児童相談所設立に向けた取組	58
第12 障害児入所施設での支援	59

1 計画を改定する理由

- ・ 大分県では、約450人の子どもたちが、虐待やその他の理由で家庭から離れ、児童養護施設や里親の家庭で生活しています。
- ・ 令和2年3月に「大分県社会的養育推進計画」を作成し、子どもたちが家庭に近い環境で生活できるよう、里親や少人数でケアを行う施設を増やしてきました。この取組により、里親家庭で生活するこどもの数が増え、施設も少人数でケアを行う形になってきました。
- ・ しかし、児童相談所が対応する虐待の相談件数は増えていて、子どもたちが安心して安全に暮らすための新しい課題も出てきています。
- ・ 令和4年に児童福祉法が変わり、家庭での子育て支援やこどもの権利を守るための新しい仕組みが作られました。例えば、地域（市町村）に子ども家庭センターができたり、親子の関係がより良くなるように支援する取組が始まったりしました。これにより、虐待を防いだり、虐待を受けた子どもや家庭を支援したりするための取組が強化されています。
- ・ また、令和5年12月には、「子ども大綱」という国の方針が発表され、全ての子どもが幸せに成長できる社会を目指すことが示されました。
- ・ これを受け、大分県では、現在の計画を見直し、新しく「大分県社会的養育推進計画 2025改定版」を作成しました。作成にあたっては、専門家や里親家庭などで生活したことがある人、そして現在、児童養護施設などで生活している子どもたちの意見を尊重しました。
- ・ 今後、この計画に基づいて社会的養育をさらに進めていきます。
- ・ この計画を通じて、大分県の全ての子どもが健やかに成長し、夢と希望を見られる生活が送れるようにすることを目指します。この計画が、子どもに関わる人だけでなく、大分県に住むみんなの理解を深めることにつながることを期待しています。

2 計画の性格

- ・ この計画は、「大分子どもまんなかプラン（第5期計画）」という計画の中で、特に社会的養育に関する部分を担当しています。

3 計画の期間

- ・ この計画は、令和7年4月から令和12年3月までの5年間にわたって実施されます。
- ・ 毎年、計画の進み具合を確認し、必要に応じて内容を見直します。

4 計画の内容

- ・ この計画は、国の指示に基づいて、12の項目に分かれています。
- ・ 項目ごとに、以下の内容やこれまでの成果などが書かれています。
 - ① 現行計画の達成状況や、その理由の分析
 - ② 必要な資源や地域の現状
 - ③ どのように進めるかの方針
 - ④ 進み具合を評価するための指標

第1 社会的養育の基本方針と体制整備の全体像

1 社会的養育の基本的な考え方

- ・ 令和5年4月に発表された「こども基本法」では、全てのこどもがその年齢や成長に合わせて意見が尊重され、こどもの幸せが最優先されることが決められています。
- ・ また、こどもは基本的に家庭で育てられるべきであり、親や保護者がこどもを育てる大切な責任を持っていることが強調されています。もし家庭でこどもを育てることが難しい場合、できる限り家庭に近い環境で育てることが重要で、こどもが心身ともに健康に成長できるよう、国や県、市町村は協力して必要な支援を行います。

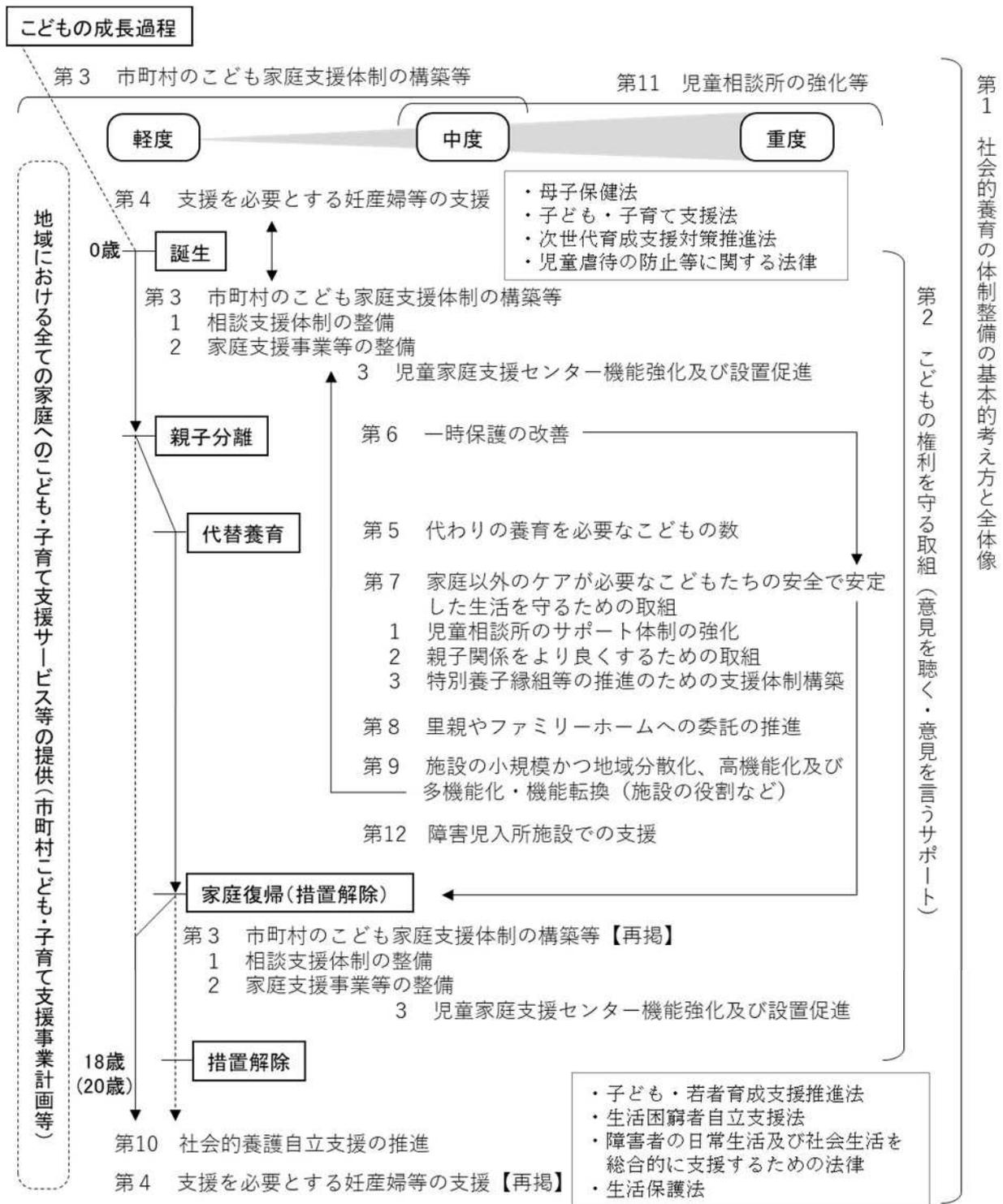
2 こどもの幸せを守るために

- ・ こどもが幸せになるために、まず市町村で、家庭を支える支援を行い、こどもが家庭で過ごせるよう努力します。また、児童相談所は、里親家庭やファミリーホームなど、こどもの意見を聴いた上で、こどもの年齢や状況に合った新しい生活場所を探します。特に専門的な支援が必要なこどもは、小さな施設や特別なケアが受けられる場所に入ることもあります。家庭での生活を優先し、こどもがずっと安心できるような対応を続けることが大切です。

3 計画の目的と全体像

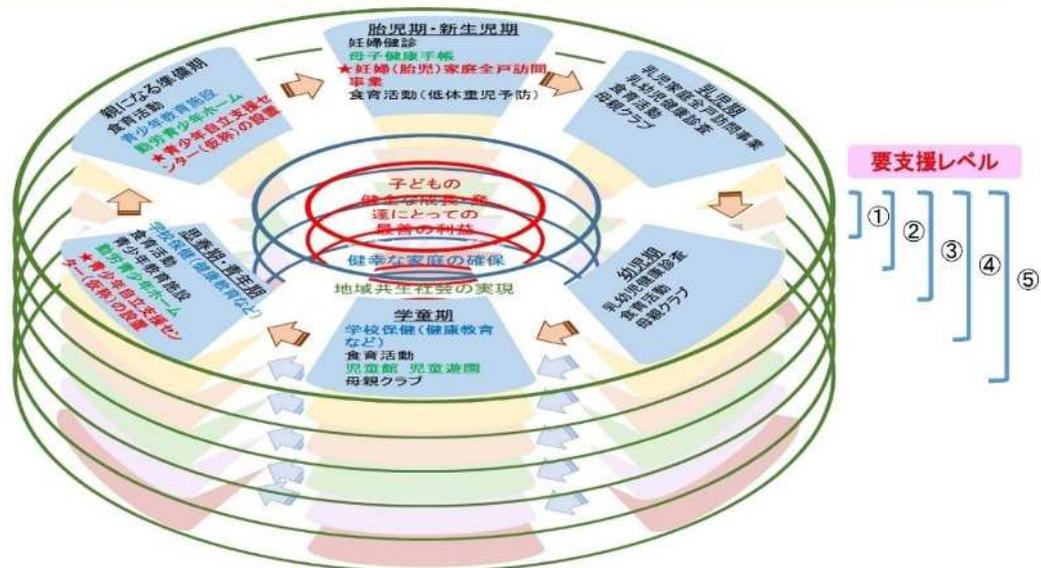
- ・ この計画は、こどもの権利を守り、国や県、市町村、里親や施設の関係者、地域の皆さんが協力してこどもたちの生活を支えることを目的としています。地域の力を活かして、全てのこどもが元気に成長できる環境を作ることが重要です。
- ・ なお、この計画は市町村が作る「こども・子育て支援事業計画」とも連携しています。

(計画のすがた (全体像))



(注) 支援を必要とする妊婦から誕生し、幼い頃に親と離れて、施設や里親家庭などでの生活を経て、家庭に戻る場合を例として表したもの

市区町村と都道府県の協働のもと、養育のライフサイクルを見据え、どの年齢や時期においても、その子どもや家族の多様なニーズにも対応できる緩やかなグラデーションをもった重層的な養育支援システムの構築が重要



(出典) 県社会的養育推進計画改定委員会 相澤 仁 委員長 提供資料より抜粋

4 PDCA (計画→実行→評価→改善) サイクルの進め方

(1) PDCA サイクルの活用

- この計画は、毎年、評価指標により自己点検や評価を行います。その結果を専門家や里親家庭で生活したことがある人などが参加する「大分県社会的養育推進計画評価委員会」(仮称)に報告し、進み具合を確認します。

(2) 改善のための取組

- 自己点検や評価で見つかった課題があれば、すぐに改善策を考え、PDCA サイクルをしっかりと運用します。その際、アンケートやこども会議などを通じて、子どもたちの意見を聴くよう努めます。

第2 施設等で生活するこどもの権利を守る取組（意見を聴く、意見を言うサポート）

1 現在の計画の達成状況とその理由

- ・ 大分県では、令和2年から、国の「こどもの権利を守るためのモデル事業」という取組に参加しています。この事業では、大分大学と協力して、こどもの権利を守るための活動を進めています。
- ・ 主な活動は以下のとおりです。
 - ① 説明会の開催

児童相談所や里親、施設の職員に、こどもの権利やそれを守る仕組みについての説明会を開き、理解を深めてもらっています。
 - ② 権利ノート（わたしの権利ノート）の配布

令和2年に、こどもの意見を反映して、施設の職員や弁護士などの専門家と一緒に「権利ノート」を作り直しました。こどもが自分の権利をもっとよく理解できるように、こども一人ひとりに配布して説明しています。
 - ③ こどもアドボケイトの養成

児童相談所などとは別の立場で、こどもの意見をサポートする「こどもアドボケイト」という人を募集して、専門的な学習をしてもらっています。
 - ④ こどもアドボケイトの活動

こどもアドボケイトが定期的に児童養護施設などを訪問して、こどもたちの意見を聴き、サポートする活動をしています。
 - ⑤ 調査と調整

こどもから意見が出たときは、その内容に応じて、「こども権利擁護調査員」が調査し、関係機関と調整を行います。
 - ⑥ 専門の会議を開催

こどもの権利を守るための専門部会として、「児童相談部会」という会議を開き、こどもからの意見について必要な調査を行い、対応した結果をこどもに説明します。

- ・ 最初の頃、関係機関（里親や施設など）はこの活動による子どもへの影響や、職員への負担が増えることを心配していました。しかし、大分大学と協力して、何度も説明会を開いて理解を深めてもらいながら、少しずつ活動を広げてきました。
- ・ その結果、最初に予定していた「子どもへのアンケート調査」が十分にできなかった部分がありますが、子どもにわかりやすい説明や権利の理解を深めてもらうために、権利ノートの見直しを行いました。
- ・ また、「子どもの意見を聴くための訪問調査」については、児童相談所が施設や里親家庭で生活する子ども全員を年に1回訪問して面接を行う「児童調査」を実施して、子どもの意見を直接聴く機会を確保しています。これにより、令和6年の目標を達成できる見込みです。
- ・ 「『育てノート』『育ちアルバム』の整備」については、児童相談所が中心となり、施設の職員や里親と協力して、子どもの年齢などに合わせたライフストーリーワークを行っています。この取組は、施設や里親家庭で暮らしている子どもや養子縁組が決まった子どもの希望に応じて行っており、令和6年の目標はほぼ達成できる見込みです。

項目	R4	R5	R6見込(目標)	
里親・施設などで養育中の子どもを対象としたアンケート調査の実施	—	—	— (100%)	—
里親・施設などで養育中の子どもの意見を聴くための訪問調査の実施	100%	100%	100% (100%)	達成見込
「育てノート」「育ちアルバム」の整備	—※	—※	—※ (100%)	(達成見込)

※割合について正確な統計を出すことが難しいため、数値は掲載していません
 (出展)大分県子ども・家庭支援課調べ

2 地域の現状

- ・ 令和4年に児童福祉法が変わり、子どもが自分の意見を言えるようにするための支援が義務化されました。また、子どもが暮らす場所やその決定についても、子どもの意見を聴くことが大切だということが決まりました。

- ・ 大分県では、子どもたちが自分の権利を守るために、意見を言いやすい環境を作るための取組を進めています。これからも、児童相談所の職員や子どもアドボケイトがこどもの話を聴いて、こどもが何を思っているのかしっかり理解して、その意見を伝えたり説明したりすることが重要です。
- ・ 特に、こどもが自分の今後の生活について「ちゃんと説明を受けて理解できること」が大切です。これを実現するために、こどもにわかりやすい説明や制度を知らせることが必要です。さらに、こどもが安心して話せる信頼関係を作るためにも、こどもの気持ちに寄り添うことが大切です。

(こどもアンケート、こどもヒアリングの結果)

- ・ こどもアンケートでは、「なぜ自分が今の生活になったのか説明を受けた」と答えたこどもは65.1%でした。でも、「説明を受けて不安になった」が13.7%、「よくわからなかった」と「もっと詳しく説明してほしかった」がそれぞれ6.8%でした。こどもが安心できるように、今の生活についてもっと丁寧な説明が必要です。
- ・ 意見を聴かれたけれど、その意見が実現しなかった場合、9.1%のこどもが「もっとちゃんと説明してほしかった」と感じていました。こどもの意見をしっかりと聴いて、その意見を実現できるときも、できないときも、こどもにわかりやすく説明することが大切です。
- ・ こどもヒアリングでは、自分に関わることを決めるとき、信頼できる施設の職員などに話を聴いてほしいという意見が多く、「相手の顔が見えるので直接話した方が安心する」「文字だと誤解が生まれることがある」など、対面で話を聴いてほしいという声が多かったです。
- ・ また、意見を言うのが苦手な子もいることを考え、「こどもアドボケイトの活動は続けてほしい」という前向きな意見もありました。
- ・ さらに、育てノートや育ちアルバムについては、「作ってほしい」「あると嬉しい」「後で振り返るのに役立つ」という声がありました。でも、「写真は自分で選びたい」「中学生くらいからでいい」「昔の写真は見たくないので作ら

なくていい」という意見もありました。こうしたことから、ライフストーリーワークは、こどもの気持ちや希望を大切にしながら進めることが必要です。

(こどもアドボケイトの役割)

- ・ 「こどもの気持ちや希望を聴いてくれる人を知っている？」という質問に対し、69.5%のこどもが「こどもアドボケイトを知っている」と答えました。また、34.9%のこどもが実際に「こどもアドボケイトを利用したことがある」と答えています。今後もこどもが安心して意見を言えるように、こどもアドボケイトの存在をもっと広げていくことが必要です。

(1) こどもの権利を守るために必要なこと

- ・ こどもの権利について、関係する大人やこどもに対する研修や説明会を開くことが大事です。特に、こどもが自分の意見を言いやすくするために、全てのこどもが支援を受けられる環境を作らなければなりません。
- ・ こどもが今の生活についてどう感じているかを知るために、アンケートなどで意見を聴き、こどもの声を大切にすることが大事です。

(2) これからの取組

- ・ こどもたちが安心して意見を言えるように、施設の職員や里親などに向けた研修や啓発プログラムをさらに充実させていきます。
- ・ こどもアドボケイトは、今後も定期的に施設や家庭を訪問し、こどもの意見を聴いて支援します。
- ・ また、里親とこどもの信頼関係を深めるために、遊びを取り入れた研修や啓発プログラムを行うことも考えています。
- ・ こどもの意見をしっかり聴き、それを尊重し、もし実現できない場合でも、こどもにわかりやすく説明することが、こどもの権利を守るためにとても大切なことです。

(3) 整備すべき内容と目標

① 職員向けの研修

新たに施設で働くことになった職員や、里親になった人たちを対象に、児童養護施設協議会などが行う研修の回数や参加者の数が増えることが目標です。

② こどもアドボケイトを利用できる支援の範囲

毎年、児童養護施設や里親の家で生活することも、また一時的に保護されるこどもに加え、障がいのあるこどもたちなども支援を受けられるようにすることが目標です。また、こどもアドボケイトの募集・養成を続けます。

③ 満足度の確認

全てのこどもが、自分の権利について知り、支援を受けられ、その支援に満足しているかどうかを確認するため、アンケート調査を行うことが目標です。

④ こどもが意見を言える場

こどもの権利を守るためのグループ（こども会議など）を作り、施設や里親家庭などで生活するこどもが参加して意見を言える場を作ることが目標です。

3 今後の整備・取組方針

① 新任職員への教育

新たに施設で働くことになった職員に、こどもの権利や意見を尊重することの大切さについて研修を行い、こどもを大切にする意識をさらに高めます。

② 里親へのサポート

里親には、こどもの権利を守る方法や必要な知識を伝えるため、定期的に説明を行います。また、こどもがどんな希望を持っているかをしっかり聴き、信頼関係を築くことに力を入れます。

③ 不安を感じているこどもへの配慮

里親家庭で生活しているこどもが意見を言うのを不安に感じないように、里親会では遊びを取り入れた研修や説明会を行います。

④ こどもの意見を聴く活動

こどもアドボケイトの活動を毎年継続し、特別なケアを必要とするこどもにもその活動を広げ、こどもの権利についてしっかり説明します。

⑤ 満足度などを調べるヒアリングやアンケートの実施

こどもたちが支援に満足しているかどうかを確認するために、こども会議を通じて、ヒアリングやアンケートを実施してその結果を反映させていきます。

⑥ 新しいグループの設置

こどもの権利を守るための新しいグループ（こども会議など）を作り、こどもが参加し意見を言いやすいようにします。

⑦ こどもの声を聴く機会

施設や里親家庭で生活しているこどもたちが何を感じているかを知るために、職員がこどもの気持ちに寄り添うような取組を続け、こどもから話を聴く場を増やします。

⑧ 権利ノートの見直し

こどもたちが使う権利ノートの内容を定期的に見直し、こどもアドボケイトが訪問した場所で配布を続けます。

⑨ 育てノート・育ちアルバム及びライフストーリーワークの取組

こどもの意見や気持ちを大切にしている育ちアルバムやライフストーリーワークなどについては、こどもが将来、自分を大切に思い、誇りを持って成長できるように、これからも児童相談所が施設の職員や里親と協力して取組を続け、さらに良い体制を作っていきます。

◎ 評価のための指標

項目		現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)				
		R5	R6見込	R11	R7	R8	R9	R10	R11
社会的養護(里親・施設などで子どもを養育し、保護すること)に関わる関係職員(注1)及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等	実施回数(回)	66	66	66	—				
	受講者等数(延人)	933	933	933	—	—	—	—	—
(里親や里親委託児童に係る取組)	ブロック開催(数)	—	—	7	7				
(里親・施設などの生活経験者など当事者の話を聞く機会の確保)	研修会数(回)	1	1	3	2				
意見表明等支援事業(アドボケートによる支援)の実施状況(①利用可能な子どもの人数及び②割合、並びに③そのうち事業を利用した子どもの割合、④第三者への事業委託状況(子どもと利益相反のない独立性を担保しているか))	①(人)	477	486	600	114				
	②(%)	78.3	78.6	100.0	15	15	15	30	39
	③(%)	8.0	8.0	10.0	21.4				
	④	済	済	委託実施	2.5	2.5	2.5	5.0	8.9
措置児童等(里親・施設などで養育を受けている子どもなど)を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度(⑤知っているか)・利用度(⑥利用したことがあるか、⑦利用しやすいか)・満足度(⑧利用してどうだったか)	⑤(%)	—	(69.5)	アンケート調査の実施	アンケート調査の実施 (評価のための指標) 対前年度比維持又は増 ※調査日時点				
	⑥(%)	—	(34.9)						
	⑦(%)	—	—						
	⑧(%)	—	—						
措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度(%)		—	—						
措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度	割合(%)	100	100	100					
	満足度(%)	—	—	アンケート調査の実施					
児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対し子どもから意見の申立てがあった件数	設置状況	有 (既存利用)	有 (既存利用)	専門部会	専門部会の設置 (既存利用ではない新規部会)				
	申立件数(件)	2	2	5	対前年度比維持又は増				
社会的養護施策を策定する際の検討委員会への当事者である子ども(社会的養護経験者を含む。)の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	参画有無	無	無	有	有				
	ヒアリング等の実施有無	無	無	有	有				
子どもの意向に応じたライフストーリーワークの取組体制	体制有無	有	有	有	体制の維持・充実				

注1: 児童相談所、一時保護施設(一時保護所)、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員

※指定のない項目については、年度末時点

第3 市町村のこども家庭支援体制の構築に向けた県の取組

(こども家庭センターや地域でのサポート体制について)

(1) こども家庭センターの役割

- ・ 令和4年に児童福祉法が変わり、地域（市町村）に「こども家庭センター」ができることになりました。このセンターでは、妊婦さんや子育てをしている家庭、こどもたち自身が相談できる場所を提供して、困っている家庭のサポートや虐待を防ぐための活動などをします。

(2) 市町村のサポートの重要性

- ・ 市町村は、こども家庭センターを通じて、子育てをしている家庭に支援を提供します。例えば、子育てが大変な家庭や、虐待されるかもしれないこどもたちを早めに支援します。また、地域全体でこどもや家庭を見守る体制を強化することが求められています。

第3—1 市町村の相談支援体制の整備に向けた県の取組

1 現在の計画の達成状況とその理由

- ・ 平成28年に児童福祉法が変わり、こどもの権利がしっかり守られることを目指して、こどもたちの家庭での生活を優先する「家庭養育優先原則」という考え方が発表されました。この考え方に従い、市町村では相談窓口を整備し、家庭へのサポートを強化してきました。
- ・ 令和6年の目標は一部で達成が見込まれますが、全てが目標どおりに進んでいるわけではありません。特に、こどもの人口は減っていますが、施設などで生活するこどもの数は減っていないため、課題が残っています。

項目	R4	R5	R6見込(目標)	
市町村子ども家庭総合支援拠点の設置数	17市町村	18市町村	18市町村 ※	(18市町村) 達成見込
在宅支援率(こどもの人口に占める里親・施設などで養育を受けていないこども数の割合)	99.72%	99.71%	99.71%	〔毎年度 対前年比で 増加〕 未達成見込

※R6は法律が変わり、市町村子ども家庭総合支援拠点はなくなりました(こども家庭センターへ変更)
(出展)大分県こども・家庭支援課調べ

2 地域の現状

- 市町村では、こどもや家庭からの相談に対応しています。特に、こどもを虐待から守るための取組が進められています。また、こどもや家庭に関する情報を警察や学校、病院などと共有して、支援が必要なこどもを見逃さないようにしています。
- 大分県内の全ての市町村に「要保護児童対策地域協議会」が設置されていて、警察や学校などの関係者が定期的に集まり、支援が必要なこどもや家庭について話し合っています。この協議会では、それぞれのこどもや家庭に合った支援を行う仕組みを作っています。
- また、家族のお世話をしているこどもたち(ヤングケアラー)について、大分県では、小学5年生から高校生を対象に調査したところ、多くのヤングケアラーがいることがわかりました。そのため、令和4年には電話やSNSを使った相談窓口を整備し、ヤングケアラーが相談できるようにしました。ヤングケアラーが自分の状況に気づき、支援を受けられるようにすることが大切です。

3 今後の整備・取組方針

(1) こども家庭センターの設置

- 令和8年までに、大分県内の全ての市町村にこども家庭センターを設置します。これにより、どの市町村でも子育てに困ったときに相談できる場所が整います。また、周りの市町村の良い点を共有しながら、支援体制を強化します。

(2) 研修やサポートプランの作成

- 市町村の職員に対する研修を行い、サポート体制をさらに強化していきま
す。また、支援を必要としている子どもや家庭に対して、子ども家庭センター
が「サポートプラン」を作成し、必要な支援を提供できるようにします。これ
により、全ての子どもや家庭が適切なサポートを受けられる体制を整えていき
ます。

◎ 評価のための指標

項目		現在の整備・取組 状況等【基準値】		資源の必要量 等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)				
		R5	R6見込		R7	R8	R9	R10	R11
子ども家庭センター(子ども・家庭 を対象に相談支援するセンター) の設置数	設置数 (か所)	—	16 (14市町村)	20 (18市町村)	4				
					3	1	—	—	—
子ども家庭福祉行政(子ども・家庭 に関する法律を実行するため に作られた組織)に携わる市町 村職員に対する研修の実施回 数、受講者数	実施回数 (回)	3	3	3	—				
					—	—	—	—	—
	受講者数 (延人)	151	151	150	—				
					—	—	—	—	—
県と市町村との人材交流の実施 体制の整備	実施体制	有 (1市9人)	有 (1市7人)	有 (維持・拡充)	—				
子ども家庭センターにおけるサ ポートプラン(子ども・家庭を支 援する計画)の策定体制の整備	情報共有 の場	—	有 (2回)	有 (2回以上)	—				

※各項目、年度末時点

第3—2 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

1 現在の計画の達成状況や理由

- この部分は、国が発表した方針に基づき新たに書かれたものなので、現在の計
画には書かれていません。

2 地域の現状

- 市町村では、以下のようなサポートを通じて、家庭の様子を確認して、必要な
支援につなげる取組をしています。

- ・ こんにちは赤ちゃん事業 赤ちゃんのいる家庭を訪問して、赤ちゃんの様子や家庭の状況を見守ります。
- ・ 養育訪問支援事業 子育てに困っている家庭を訪問して、手助けが必要な場合はサポートします。
- ・ 子育て短期支援事業 子育てで一時的に手助けが必要な家庭に、こどもを短期間預かるサービスを提供します。
- ・ 最近、サポートを必要とする家庭が増えています。しかし、サポートを受けることに抵抗があったり、自ら手助けを求めない家庭があったり、そのような家庭で虐待のリスクが高くなることが心配されています。これを防ぐため、市町村では支援が必要な子どもたちの家庭を訪問して、家庭の様子を確認する取組を進めています。
- ・ また、この訪問では、家庭に必要な食品などを届けることで、保護者との信頼関係を築き、必要な支援に結びつけることを目指しています。令和3年は4つの市で行われていましたが、県が市町村と協力して取組を強化した結果、令和6年には17の市町でこの取組が広がりました。
- ・ さらに、新しく作られた「子育て世帯訪問支援事業」は、子育てや家事に不安や負担を感じている家庭や、ヤングケアラーと呼ばれるこどもがいる家庭に訪問し、家庭の悩みを聞きながら、家事や子育てのサポートを行います。これにより、生活環境を整え、虐待のリスクを防ぐことを目指しています。

(必要な人材や資源)

- ・ 市町村では、こどもや保護者が地域で安心して生活できるように、様々な支援を行うことが必要です。これには、こどもや保護者の求めに応じたサポートプランを作成し、支援をしっかりと実行することが大切です。県は、こうした市町村の取組を支えるために、必要な情報共有や人材の育成を行います。
- ・ 里親やファミリーホームなども必要で、地域みんなで協力して子育てをサポートする体制を整えることが求められています。

3 今後の整備・取組方針

- 令和4年に児童福祉法が変わり、県は親子関係をより良くするための体制や支援メニューを整える必要があります。これにより、親と離れて生活している子どもが、再び家庭に戻れるように、子育て支援を行っていきます。また、全ての市町村で子育て世帯訪問支援事業に取り組むよう働きかけ、家庭や子育て環境を整え、虐待のリスクを未然に防ぐことを目指します。

◎ 評価のための指標

項目	現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段: 定量的な整備目標)					
	R5	R6見込	R11	R7	R8	R9	R10	R11	
市町村子ども・子育て支援事業計画※における家庭支援事業(市区町村が支援を必要とする子どもや家族などに対して、訪問型、通所型、短期入所などの支援を行う事業)の確保方策 ※子ども・子育て支援法に基づき、市町村が5年ごとに策定する計画	確保方策	—	—	市町村計画掲載量のとおり	各年度、市町村計画掲載量のとおり (評価のための指標) 各年度100%以上				
	達成率(%)	—	—	100以上					
	情報共有の場	—	有 (2回)	有 (2回以上)	—				
市町村における子育て短期支援事業(子どもを短期間預かる事業)を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	里親数(組)	11	11	30	19				
	ファミリーホーム数(か所)	2	2	6	3	4	4	4	4
	児童家庭支援センター数(か所)	4	4	5	4				
					1	1	1	1	—
					1				
					—	—	1	—	—

※各項目、年度末時点

第3-3 児童家庭支援センターの機能強化等に向けた取組

1 現在の計画の達成状況や理由

- この部分は、国が発表した方針に基づき新たに書かれたものなので、現在の計画には書かれていません。

2 地域の現状

- ・ 児童家庭支援センターは、こどもや家庭を支援する施設で、児童相談所や市町村と協力して、特に、支援に際して専門的な知識が必要な家庭の相談に応じるなど、地域で細やかなサポートをしています。
 - ・ このセンターは、大分県内で3か所（大分市、別府市、中津市）だけでしたが、令和3年に佐伯市、令和4年に日田市にも新しく設置されて、現在は合計5か所となりました。
 - ・ センターでは、以下のような業務を行っています
- ① こどもや家庭からの相談対応
電話、訪問、SNS などを通じて24時間365日、困っている家庭からの相談に対応しています。
 - ② 市町村からの依頼によるサポート
特に、大分県では「子育て短期支援事業」といって、子育てで一時的に手助けが必要な家庭から、こどもを短期間預かるサービスも行っています。
 - ③ 児童相談所からの依頼によるサポート
こどもが一時的に保護された後、家庭に戻った際のサポートをするため、保護者の子育て支援や家庭の見守りも行っています。
 - ④ 里親などへのサポート
里親がこどもを育てている時の休憩（レスパイトケア）をサポートし、里親が安心してこどもを育てられるよう支援しています。
 - ⑤ ヤングケアラーへのサポート
ヤングケアラーをサポートすることも重要な役割です。
 - ⑥ 他の機関との連携
市町村や地域の関係機関と協力して、会議に参加して一緒に働きやすい体制を作っています。
- ・ 児童家庭支援センターは、専門性が高いため、こどもや家庭に対する支援を速やかに行うだけでなく、市町村に技術的なアドバイスをすることも求められています。そのため、地域の状況に応じた適切な数のセンターが必要です。

(1) 必要な施設や人材

① センターの必要数

県内には5か所のセンターがあり、これが必要な施設の数とされています。

② 児童相談所からの依頼件数

各センターは12件の家庭に対応できるようにしており、5か所で合計60件の依頼ができる体制を整えています。

③ 市町村から依頼されているセンター

各センターが市町村から家庭支援の業務を任せられることが目標です。

(2) 現在の状況

① 対応している家庭の数

児童相談所から67件の依頼(39の家庭)に対応しています。

② 家庭支援を任されているセンター

4か所のセンターが周辺市町村から家庭支援の業務を受けています。

3 今後の整備・取組方針

① センターの適切な配置

各地域に児童家庭支援センターがしっかりと設置され、どの地域でも市町村と協力して家庭支援が行えるよう、センターの配置について検討を続けます。

② 連絡会議の開催

センター同士が情報を共有し、連携を強化するため、定期的に会議を開催します。

③ センターの認知度向上と安定運営

センターが安定して子どもや家庭を支援できるよう、県は運営支援を行うほか、周辺市町村などと協力して、より多くの人にセンターを知ってもらうよう努力します。また、利用者を増やし、働く人を確保することにも努めます。

- ・ 最近、子どもや家庭からの相談件数が増えているため、センターで働く人の数をさらに増やし、里親の支援を強化するための職員もしっかり配置できるよう、国に対して要望を行っていきます。
- ・ そして、市町村と協力して、ヤングケアラーに対して、センターによるサポートや居場所の提供など、相談支援の体制の充実を検討します。

◎ 評価のための指標

項目		現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段: 定量的な整備目標)				
		R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10
児童家庭支援センターの設置数	設置数(か所)	5	5	5	—				
					—	—	—	—	—
児童相談所からの在宅指導措置委託(在宅での指導を委託される)件数 (割合分母: 指導措置委託全件数)	件数(人)	67	67	60	—				
					—	—	—	—	—
市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	センター数(か所)	4	4	5	1				
					—	—	1	—	—
うち、子育て世帯訪問支援事業(訪問支援員が、家庭の居宅を訪問し、支援を実施する事業)	センター数(か所)	—	2	3	1				
					—	—	1	—	—
うち、児童育成支援拠点事業(家庭や学校に居場所のない児童等に対して、支援を包括的に提供し、健全な育成を図る事業)	センター数(か所)	—	0	2	2				
					—	2	—	—	—
うち、子育て短期支援事業(子どもを短期間預かる事業、ショートステイ)	センター数(か所)	4	4	5	1				
					—	—	1	—	—

※各項目、年度末時点

第4 支援を必要とする妊娠中や出産前後の女性等への取組

1 現在の計画の達成状況とその理由

- この部分は、国が発表した方針に基づき新たに書かれたものなので、現在の計画には書かれていません。

2 地域の現状

- 令和4年に児童福祉法が変わり、困っている妊婦さんや赤ちゃんを産んだお母さんが一時的に住む場所や食事、子育てに関する情報を提供する制度ができました。県は、これをしっかりと進めなければなりません。

(大分県の取組)

- 妊婦さんが安心して出産できるように、医療機関や保健所などが協力して妊婦さんを早く見つけてサポートする仕組みを作っています。例えば、小児科の先生が妊婦さんに子育てに関するアドバイスをしてくれたり、赤ちゃんのかかりつけのお医者さんを産む前から決めておいたりすることができます。これにより、お母さんたちは出産後の不安を減らすことができます。

(特定の妊婦さんへの支援)

- 精神的に困っている妊婦さんを早く見つけてサポートする仕組みや、緊急でサポートが必要な妊婦さんには、食事や身の回りの手伝いをする支援もあります。また、赤ちゃんが産まれた後の子育てについても、必要なら養子縁組の手続きを紹介しています。
- 経済的に苦しい妊婦さんが医療機関での出産をサポートしてもらえるように、市町村が助産施設というところへの入所を手配することができます。助産施設は、県内に2か所あります。

(相談窓口)

- 困っている妊婦さんのために「おおいた妊娠ヘルプセンター」という相談窓口があり、思いがけない妊娠や子育てに対する不安について助産師がアドバイス

してくれます。センターでは、医療機関と一緒にしてくれるサポートなどもしています。

(必要な資源)

- ・ 妊婦さんの生活を手助けする事業は、母子生活支援施設で行っています。
- ・ 妊婦さんに関するサポートをするための研修は、引き続き必要です。
- ・ 困っている妊婦さんを早く見つけて支援するための各種取組は、今後も続けていきます。

3 今後の整備・取組方針

- ・ 妊婦さんのサポートをさらに進めるため市町村への情報共有を徹底します。
- ・ 特定の妊婦さんに対して、養子縁組などのサポートも検討します。
- ・ 新しく医療機関ができた場合は、妊婦さんや赤ちゃんに対するサポートについて説明し、協力をお願いしていきます。

◎ 評価のための指標

項目	現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)					
	R5	R6見込		R7	R8	R9	R10	R11	
妊産婦等生活援助事業(妊産婦等を生活援助する事業)の実施事業所数	事業所数(か所)	(1) 前身事業	1	1	-	-	-	-	-
助産施設(経済的理由により、入院助産を受けられない妊産婦が入所し、助産を受けられる施設)の設置数	設置数(か所)	2	2	2	-	-	-	-	-
特定妊婦(出産前から支援が特に必要とされる妊婦)等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数(回)	1	1	1	-	-	-	-	-
	受講者数(人)	40	40	40	-	-	-	-	-
特定妊婦等を支援するための取組(ペリネイタル・ビジット、ヘルシースタートおおいた、大分トライアル、おおいた妊娠ヘルプセンター)の継続実施	実施有無	有	有	有	-	-	-	-	-
県要保護児童対策地域協議会(市町村、児童相談所、学校、警察、病院等の関係機関が、こどもや家庭への支援を検討する協議会)への新規開院医療機関(産婦人科・小児科)の参画割合	割合(%)	100	100	100	-	-	-	-	-

※各項目、年度末時点

第5 代わりの養育が必要な子どもに関する現状と課題

(代わりの養育が必要な子どもとは?)

- ・ 保護者がいない、またはきちんと養育されていない子どものことで、里親家庭や施設で安全に安心して生活できることが必要です。

(大分県の現状)

- ・ 0～18歳未満のこどもの人口 平成25年から令和5年までに、こどもの人口は約15%減少しました。この減少は、これからも続くと考えられています。
- ・ 代わりの養育が必要なこどもの数 450人前後で推移していますが、こどもの人口が減っているため、代わりの養育が必要なこどもの割合は増えています。
- ・ 年齢ごとの状況 令和元年から令和5年までで、代わりの養育が必要なこどもの78%が学童期(小学生)以上で、3歳未満は6%、就学前(小学校入学前)は16%です。
- ・ 新たに代わりの養育が必要になるこどもの数 少しずつ減少しています。家庭支援の充実がその理由だと考えられます。
- ・ 児童相談所の虐待相談対応件数 年々増加していて、令和5年に過去最多となりました。これは、社会全体の虐待を防止する意識の高まりによるものだと考えられます。
- ・ 一時的に保護されるこどもの数 専用施設の増加により、緊急に保護をする体制が強化され、保護される子どもや、施設での短期間による行動観察や支援を行うための利用が令和4年以降増えています。
- ・ 市町村の支援体制 訪問支援など、子育てを支える取組が進んでいます。

(今後の課題)

- ・ こどもの人口減少が予想されていますが、代わりの養育が必要なこどもの割合は増える可能性があり、こどもが住み慣れた地域で生活できるように、家族支援のさらなる充実が求められています。

第6 一時保護の改善に向けた取組

1 現在の計画の達成状況とその理由

- 大分県では、2つの児童相談所のうち、中央児童相談所の隣に一時的にこどもを保護する施設（一時保護所、定員22名）があります。この施設は、こどもたちを緊急で保護したり、短い間入ってもらってこどもの行動を観察したりするために使われています。
- 最近、児童相談所の虐待相談対応件数が増えていて、こどもの命を守るために、保護者の同意がなくても、こどもの安全を最優先してすぐに保護することがあります。こどもは、家庭や住み慣れた場所から急に離れることになり、多くの場合不安を感じています。
- また、短期間で治療が必要なこどもや行動観察が必要な場合にも、一時保護が重要です。しかし、一時保護所がいっぱいになると緊急保護ができないこともあるため、児童養護施設とも連携して対応しています。
- その結果、一時保護に協力してくれる児童養護施設の数を増やすという目標が達成できそうです。これには、施設同士のスムーズな連携が役立ちました。

項目	R4	R5	R6見込(目標)	
児童養護施設等の一時保護専用の施設数	2か所	3か所	4か所	(3か所) 達成見込

(出展)大分県こども・家庭支援課調べ

2 地域の現状

- 一時保護所には、こどもを安全に迎え入れるために、たくさんの職員がいます。児童指導員や保健師、看護師などがいて、建物の中にはこどもが落ち着けるヒーリングルームや、運動場も整備されています。

- ・ さらに、こどもたちの意見を大切にするため、「権利ノート」を配布し、施設内外に意見箱も設置しています。大分大学と連携して、こどもたちの意見をしっかりと聴くための取組（こどもアドボケイト）も進めています。
- ・ 令和4年に児童福祉法が変わり、新しい基準が発表され、それに基づき心理療法担当職員を配置しました。
- ・ こどもアンケートでは、一時保護所での生活について、「生活が良くなった（早寝・早起きなど）」と答えたこどもが8.3%、「安心できた」が7.9%でした。でも、「もっと自由な時間がほしい」が16.5%、「自由に外で遊びたい」が13.2%、「大切なもの（私物）を持ち込みたい」が12.4%と、生活やルールの改善を求める声も多くありました。
- ・ こどもヒアリングでは、「服装や髪型、早朝ランニング、外遊び、就寝や入浴時間など、ルールが多すぎて自由がない」という声が多く聞かれました。このような意見を参考にしながら、こどもたちが安心して過ごせる環境を整えることが大切です。
- ・ 令和5年に、一時保護所で外部の専門家による評価（第三者評価）を受けました。その中で、こども一人ひとりに合った支援や、自主的な活動の観察などが課題とされました。この結果をしっかりと受け止め、より良い一時保護所を目指して対策を進めていきます。

3 今後の整備・取組方針

- ・ 令和6年から、一時保護所を工事して1人部屋を増やします。現在の2人部屋も1人部屋に変えて、できるだけこどもが安心して過ごせるようにします。
- ・ また、プレイルームを広くしたり、緊急時や感染症のための部屋も新しく作ったりします。これにより、一時保護所の機能がより強化されます。
- ・ ひきつづき、こどもたちの意見をしっかりと聴く場を設け、生活ルールを見直す計画も進めます。一時保護所では、自由な時間や外で遊ぶ時間を増やしてほしいというこどもの声を大切にしています。

- ・ 緊急の保護が必要な時、特に乳幼児の場合は里親が受け入れる仕組みを整えています。これにより、遠くの施設まで移動せず、一番近くの里親家庭で安心して過ごせるようになります。

◎ 評価のための指標

項目		現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)				
		R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10
一時保護所の定員数	定員数(人)	22	22	22	—				
					—	—	—	—	—
一時保護専用の施設や一時保護を委託できる里親・ファミリーホーム、児童福祉施設※の確保数	一時保護専用施設(か所)	3	4	5	1				
					—	—	1	—	—
	里親数(組)	218	230	280	50				
					10	10	10	10	10
※全ての乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、福祉型障害児入所施設、(宿泊機能がある)児童家庭支援センター	ファミリーホーム数(か所)	13	13	18	5				
					1	1	1	1	1
	児童福祉施設数(か所)	22	22	23	1				
					—	—	1	—	—
一時保護所職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数(回)	5	5	5	—				
					—	—	—	—	—
(割合:実受講者数÷一時保護所職員数)	受講者数(延人)	44	44	44	—				
					—	—	—	—	—
	受講割合(%)	100	100	100	—				
第三者評価を実施している一時保護所数	施設数(か所)	1	—	1 (おおむね3年毎)	1				
					—	1	—	—	1
(割合分母:管内の全一時保護施設数)	割合(%)	100	—	100	(評価のための指標) 100%				
一時保護所	平均入所日数(日)	14.2	—	—	(評価のための指標) 対前年度比維持又は減				
	平均入所率(%)	64.2	—	—	(評価のための指標) 100%以下				

※各項目、年度末時点

第7 家庭以外のケアが必要なこどもの安全で安定した生活を守る取組

(国の新しいルールとサポート)

- ・ 令和4年に児童福祉法が変わり、虐待などの問題が起こる前に保護者とこどもを支援するために、新しい仕組みが作られました。この仕組みには、家庭訪問して子育ての手助けを行うことや、市町村が努力してこども家庭センターを設置することが含まれています。
- ・ また、こどもが家庭に戻れるように手助けするために、県は必要なサポートをする義務があります。

(児童相談所の役割)

- ・ 児童相談所は、市町村や他の関係機関と協力して、家庭でこどもを育てることを優先しながら、こどもが安全で安定した生活を送るためのケースマネジメント（こどもや家庭に関わるサポートを計画・実行する業務）を行う必要があります。

第7-1 児童相談所のサポート体制強化に関する取組

1 現在の計画の達成状況とその理由

- ・ この部分は、国が発表した方針に基づき新たに書かれたものなので、現在の計画には書かれていません。

2 地域の現状

- ・ 大分県の児童相談所では、家庭以外のケアが必要なこどものために、こどもの意見を聴いたうえで、こどもの年齢、性格や行動などを考慮し、最もふさわしい生活の場所を、担当する職員が中心となって検討します。
- ・ 早めにこどもにとって安定した生活を提供するためのサポートを進めます。
- ・ 令和元年から、児童相談所には、こどものケアを専任で担当する職員を配置しています。

(パーマネンシープラン（安定した生活を目指す計画）の導入）

- ・ 令和6年から、施設や里親家庭などで生活している全ての子どもについて「パーマネンシープラン」を作成することが決まりました。
- ・ これは、子どもが安心して暮らせるように、家庭に戻るための支援内容などを具体的に進めるための計画です。このプランをもとに、子どものケアの方針を整理し、効果を分析して進めていきます。
- ・ 子どもヒアリングでは、最初にパーマネンシーという言葉の考え方を伝えたいことで、いつでも帰れる場所について、「急な訪問を『よく来てくれたね』と迎え入れてくれ、『困ったらいつでも来て良いよ』、『おかえり』と言ってくれる安心できる場所」「ここ（施設）」という声がありました。また、信頼できる人については、「秘密を口外せず、話しやすく付き合いが長い人」「隠し事なく、否定せず話を聞いてくれる人」「ここ（代替養育先）の職員」という声がありました。
- ・ パーマネンシー保障（子どもがこれからずっと続くと感じられる、将来の見通しを持った育ちの保障）という考え方を具体的に知った子どもたちの表情は穏やかで安心感に満ちており、子どもが幸せな生活を送れるよう、取組を充実していく必要があります。

(1) 必要な体制

- ・ 子どもに早めに安定した生活を提供するための判断やサポートが重要です。そのため、児童相談所には、専任の職員や専門チームを配置して対応する体制を整えることが求められています。

(2) 今の体制

- ・ 児童相談所では、すでにそのような体制を整えています。

(3) 今後の見通し

- ・ 今の体制を維持し、さらに強化していく予定です。

3 今後の整備・取組方針

- ・ 児童相談所では、担当する職員がこどものケアをスムーズに行うための研修を充実させることが重要です。さらに、パーマネンシープランをもとに、子どもにとって安全で安定した生活を保障するためのサポートを徹底していきます。
- ・ パーマネンシープランを作成する際は、子どもや保護者の意見を聴き、できるだけ同意を得るようにします。このプランは、子どもが安心して暮らせるための計画なので、子ども自身が納得し理解できるように、年齢や状況に合わせたわかりやすい説明を行います。
- ・ パーマネンシープランは、児童相談所だけで決めるのではなく、子どもや保護者、里親、施設職員など、関係者全員で話し合って決めます。また、子どもが家庭に戻りたくないという希望を持っている場合でも、その気持ちを大切に、子どもにとって最も良い選択を考えるようにします。さらに、パーマネンシーとは子ども自身が定義するものであることを、あらゆる機会を通じて子どもたちに説明します。

◎ 評価のための指標

項目	現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)					
	R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10	R11
こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備	整備済	整備済	整備済	体制の維持・拡充					
平均措置期間	里親・ファミリーホーム(日)	—	—	—	(評価のための指標) 日数のみ把握し、長短による評価は行わない				
	児童養護施設(日)	—	—	—					
	乳児院(日)	—	—	—	対前年度比減				

※各項目、年度末時点

第7-2 親子関係を取り戻すための取組

1 現在の計画の達成状況とその理由

- この部分は、国が発表した方針に基づき新たに書かれたものなので、現在の計画には書かれていません。

2 地域の現状

- 児童相談所では、施設や里親家庭などで生活するこどもに対して、専門のチームが親子関係をより良くするための支援を行う準備ができています。
- 親からの虐待などで一時的に保護されたり、施設で生活したりしたこどもが、家庭の状況が良くなった後に家に戻った場合、児童相談所がその家庭をしっかり見守ります。家庭の状況を把握するため、定期的に訪問したり、電話相談に対応したりしています。
- 特にサポートが必要な家庭については、児童相談所が専門の施設である児童家庭支援センターに支援をお願いしています。
- このセンターでは、親が子育てを振り返り、より良い子育て方法を学ぶお手伝いをして、親子関係を改善するサポートをしています。
- さらに、児童相談所はこどもや親に専門的なカウンセリング（心の相談）を提供するために、精神科の先生を増やすことにしました。また、職員がトラウマを持つこどもを支える技術を学ぶための研修も行っています。
- また、「親子関係をより良くするためのプログラム」を見直し、こどもが安心して暮らせるためのサポートを強化することも計画しています。

(1) 必要な資源

- 親子関係をより良くするために行う支援の回数や、精神科の先生によるカウンセリングの回数が増える見込みです。
- 児童相談所で、親子関係を支援するための専門職員やチームを配置する体制を整えています。また、相談に対応する職員への研修も今後さらに行われます。

- ・ 親がこどもとの関係をより良くするためのプログラムを、外部の団体と協力して実施する体制も整えています。

(2) 現在の取組状況

- ・ 児童相談所では、以下のような支援が行われています。
 - ① 精神科の先生によるカウンセリング：81件
 - ② 家族全体をサポートするプログラム：111件
 - ③ 家族全員で問題を解決するための会議：48件
 - ④ 親子が一緒に過ごすための宿泊型支援：10件
 - ⑤ 専門家からのアドバイスを受けるサポート：13件
- ・ 親子関係をより良くするための専門職員も配置されています。
- ・ 職員に対する研修は、延べ68名が受講しました。それ以外のたくさんの研修にも参加する機会が確保されています。
- ・ 親子支援プログラムも外部の団体と連携し、実施されています。

3 今後の整備・取組方針

- ・ 精神科の先生を増やして、より多くの専門カウンセリングが受けられるようになります。
- ・ 職員も研修で技術を学び、親子関係をより良くするプログラムを進めていきます。また、研修に積極的に参加して、資格を取ることができるようにします。
- ・ 市町村と連携し、親子が地域で安心して暮らせるようサポートします。家に戻ったこどもの場合も、市町村と情報を共有して、支援計画を立てていきます。

◎ 評価のための指標

項目	現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段: 定量的な整備目標)					
	R5	R6見込	R11	R7	R8	R9	R10	R11	
親子再統合支援事業(虐待等により傷ついた親子関係の再構築を図るために総合的な支援をする事業)による各種支援の実施件数	件数(件)	263	290	300	10				
					2	2	2	2	2
親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備		整備済	整備済	整備済	体制の維持・拡充				
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数(回)	1	1	1	児童福祉司任用後研修での実施				
	受講者数(延人)	68	68	75	児童福祉司など児童相談所に属する全ての職員				
児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備	研修回数(回)	1	1	取得体制の維持	取得体制の維持				
	ライセンス取得数(件)	9	9		(評価のための指標) 対前年度比維持又は増				
保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	プログラム実施件数(件)	5	5	委託体制の維持	児童家庭支援センター指導委託による実施体制の維持 (評価のための指標) 対前年度比維持又は増				

※各項目、年度末時点

第7-3 特別養子縁組推進のための支援体制構築

1 現在の計画の達成状況とその理由

- 大分県では、特別養子縁組(養子となる子どもと実親との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶこと)という制度をたくさんの人に知ってもらうように、産婦人科の先生たちと協力して説明会を開いたり、医療機関にポスターを掲示したりしています。また、養子縁組をする養親には、法律で決められた研修以外にも、特別な研修を行っています。
- さらに、中央児童相談所では、特別養子縁組に関する担当の職員を配置して、養親を探したり研修をしたりするなど、体制を強化しています。児童相談所では、特別養子縁組ができるかどうかを早く判断しています。
- 年によって成立件数は増減があり、令和2年には8件が成立しました。

項目	R4	R5	R6見込(目標)	
特別養子縁組成立件数	0件	6件	3件 (10件)	未達成見込

(出展)大分県こども・家庭支援課調べ

2 地域の現状

- ・ 大分県では、特別養子縁組のための新しい支援機関（フォスタリング機関）を作る準備を、乳児院と連携して整えています。
- ・ また、隣の県の児童相談所とも協力して、特別養子縁組が必要な隣の県を大分県で育てるための話し合いを始めました。隣の県の児童相談所からの依頼で、大分県で養親になる人を検討し、こどもと直接会ってもらうなど、県を超えた特別養子縁組を進めるための環境を整えています。

(1) 必要な支援の量

- ・ 過去10年間の平均で、年間5件の特別養子縁組が成立しています。計画期間中に25件の成立を目指します。また、隣の県の児童相談所との連携で年間1～5件、計画期間中に15件を目指します。

(2) 現在の状況

- ・ 令和5年には児童相談所を通じて6件の特別養子縁組が成立しましたが、令和4年はゼロ件でした。年によって増減があります。

3 今後の整備・取組方針

- ・ 特別養子縁組の件数を増やすために無理に進めるのではなく、こどもにとって一番良い方法を考えて、家庭で安全に暮らせるよう支援します。
- ・ それでも家庭に戻ることが難しい場合に、特別養子縁組を検討します。
- ・ 養親の募集から子育てのサポートまで、特別養子縁組に関わる全ての支援をしっかりと行います。特に、実親との話し合いやこどもへの真実告知については、こどもの将来に大きな影響を与えるため、養親や養子への支援をしっかりと行っていきます。乳児院では、特別養子縁組を専門とした新しい支援機関を作ることを目指しています。

◎ ひょうか 評価のための指標

項目		現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)				
		R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	件数(件)	6	3	延25	延25				
					5	5	5	5	5
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数(隣県の児童相談所からのケース移管を含める)	件数(件)	2	2	延15	延15				
					1	2	3	4	5
親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備、申立件数		整備済	整備済	整備済	体制の維持 (評価のための指標) 全対象ケースを申立(率100%)				
里親支援センターやフォスタリング機関、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備、相談支援件数		未整備 (中央児童相談所)	未整備 (中央児童相談所)	乳児院による体制整備	乳児院において養子縁組に特化したフォスタリング機関の創設 (評価のための指標) 対前年度比維持又は増				
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	職員数(延人)	75	75	75	児童福祉司のほか里親支援に関わる全ての職員				
					-	-	-	-	-
民間あっせん機関に対する支援、連携の有無(本県許可機関なし)	実施有無	—	—	—	必要に応じた支援、連携の実施				

※各項目、年度末時点

第8 里親やファミリーホームへの^{いたく}委託を進める取組

第8-1 里親やファミリーホームへの^{いたく}委託^{みこ}こども数の^{など}見込み等

1 ^{げんざい}現在の^{たっせいじょうきょう}計画の^{いたく}達成^{じょうきょう}状況とその理由

- 平成29年に国が「新しい^{しゃかいてきょういく}社会的養育ビジョン」を発表して、里親への^{いたく}委託を進める^{もくひょう}目標が決められました。例えば、3歳未満のこどもは5年以内に75%以上が里親家庭で生活していることを目指しています。
- 中央^{じどう}児童相談所では、里親^{しえん}支援チームを作り、里親や里親家庭で生活するこどもをサポートするための^{しよくいん}職員を^{はいち}配置しています。里親家庭への^{ほうもん}訪問や^{せつめい}説明会を開いたり、里親^{どうし}同士が交流できる場所を^{ていきょう}提供したりするなど、様々な取組を行っています。
- これらを^ふ踏まえ、令和6年は全体で38%の里親^{いたくりつ}委託率を^{もくひょう}目標とし、3歳未満のこどもたちは75%以上を^{いじょう}目指していますが、^{たっせい}ほぼ^{みこ}達成する見込みです。

項目		R4	R5	R6見込(目標)		
里親等 委託率	全体	39.4% ※	39.1%	40.0%	(38.0%)	達成見込
	3歳未満	64.3%	66.7%	70.0%	(75.0%)	未達成見込
	3歳以上就学前	57.1%	67.2%	60.0%	(50.0%)	達成見込
	学童期以降	33.9%	31.8%	31.0%	(31.0%)	達成見込
里親登録数 (里親登録区域)		248組 (小学校区)	218組 (小学校区)	230組 (小学校区)	(230組) (小学校区)	達成見込
ファミリーホーム登録数		13箇所	13箇所	13箇所	18箇所 (市町村レベル)	未達成見込

(出展)厚生労働省「福祉行政報告例」、大分県こども・家庭支援課調べ
※全国トップクラスの水準(全国平均は24.3%)

2 ^{ちいき}地域の^{げんじょう}現状

- 大分県では、特に3歳未満のこどもの里親^{いたくりつ}委託率^{しよじょ}が徐々に上がっています。
- 令和4年は、新たに^{よういく}代わりの養育が必要なこどもの58.7%が、里親家庭やファミリーホームでの生活をスタートしました。

- ・ こどもヒアリングでは、理想の里親像^{ぞう}について、「自分のことを理解^{りかい}してくれる」「お世話をしてくれる」「意見を聴^きいてくれる」など、自身に優しく接^{せつ}してくれる里親を望む声が多くありました。
- ・ また、理想の里親家庭像^{ぞう}について、「スポーツや勉強などができる」「（様々な行事に）参加・挑戦・体験^{たいけん}させてくれる」「一緒に食事する」「休日は外出して一緒に過ごしてくれる」など、こども自身が安心・安全に過ごすことができる環境を望む声が多くありました。
- ・ でも、「（呼び名が）『お母さん』はハードルが高く、『おばさん』は周りの目が気になる」「名字が違^{ちが}うことを友達から言われて嫌^{いや}だった」など、里親家庭で生活するうえでの心配や困りごとに関する声もありました。今後、里親委託をさらに進めるうえで、これらの意見を踏まえて里親家庭での子育て支援を実施していく必要^{ひつよう}があります。

(1) 里親家庭やファミリーホームで生活するこどもの人数の見込み

- ・ 令和5年の時点で、里親家庭やファミリーホームで生活しているこどもの人数は173人です。このうち、令和11年までに35人のこどもが18歳になり、里親家庭などを離れることが見込まれます。
- ・ 今後、令和11年までに、新たに67人のこどもが里親家庭やファミリーホームで生活することが見込まれます。
- ・ 年齢ごとにみると、3歳未満のこどもは20人、3歳以上就学前は52人、学童期（小学生）以上は133人を見込まれます。

(2) 里親登録数の増加と取組

- ・ 里親登録数は増えていますが、高齢化などで里親を続けることを諦める人もいるため、登録数の維持・増加が課題です。
- ・ 大分県では、NPO法人と協力して里親制度の説明会を開いたり、テレビや新聞などを使って里親制度を広めたりする活動を行っています。

(3) 資源の必要量など

- ・ 乳幼児期のこどもは75%以上を、学童期のこどもは35~50%以上を、里親家庭やファミリーホームで安心して生活してもらうことが目標です。

- ・ 里親登録数は、年間 15 組を目標にしており、高齢化などで里親を続けることを諦める人が 5 組いると予想して、差し引き年間 10 組の増加を目指しています。

3 今後の整備・取組方針

- ・ 乳幼児期の子どもたちが安心して家庭的な環境で生活できるように、住む場所を決めるときに、里親家庭やファミリーホームを優先します。また、施設での生活が長期化している子どもについても、子どもの意見を聴いたうえで、年齢や状況に応じて、里親家庭へ生活の場を変更する可能性を考えます。
- ・ より多くの里親を登録するために、NPO法人や市町村とも協力して、オンライン説明会や SNS などにより里親募集の機会を増やしていく予定です。
- ・ 毎年 10 月は「里親月間」として、社会全体で里親制度を知ってもらうために集中的な広報・啓発を行います。
- ・ 乳幼児の短期的な緊急保護のため、常に子どもを迎え入れてくれる里親の仕組みも整えています。また新たな里親の種類をつくることなど、こうした取組は全国に広げることが期待されています。

◎ ひょうか 評価のための指標

項目	現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)					
	R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10	R11
里親等委託率(%)	39.1	40.0	45～55.0以上	41.0	42.0	43.0	44.0	45.0	
	3歳未満	66.7	70.0	75.0以上	77.8	77.8	77.8	76.9	76.9
	3歳以上就学前	67.2	60.0		62.5	66.2	69.0	72.9	74.3
	学童期以降	31.8	31.0	35～50.0以上	34.0	35.1	35.8	37.3	39.0
登録率(%)	84.0	83.4	100.0以上	88.2	93.0	97.7	103.2	108.0	
稼働率(%)	46.5	48.0	40.0以上	46.7	45.8	44.7	43.9	43.4	
登録(認定)数(組)	218	230	280	10	10	10	10	10	
	養育里親(家庭に戻るまでの間や自立するまでの間、子どもを預かって養育する里親)	163	173	223	50				
					10	10	10	10	10
	専門里親(虐待などの理由により、専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親)	9	9	9	—				
					—	—	—	—	—
	養子縁組里親(保護者のない子どもなどと養子縁組を前提とした里親)	43	45	45	—				
					—	—	—	—	—
	親族里親(実親が死亡などにより養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親)	3	3	3	—				
新規里親登録(認定)数	養育里親(組)	11	15	15	(年間15組)				
	専門里親(組)	0	0	0	—				
	養子縁組里親(組)	7	5	5	—				
委託里親数	養育里親(組)	77	80	120	40				
	専門里親(組)	2	2	3	—				
	養子縁組里親(組)	7	7	5	—				
委託子ども数	養育里親(人)	108	114	134	20				
	専門里親(人)	2	2	3	—				
	養子縁組里親(人)	7	7	5	—				
里親登録(認定)に対する委託里親の割合(年間に1回でも委託のあった里親数)(%)	49.1	49.1	—	(評価のための指標) 対前年度比維持又は増					
里親登録(認定)に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数(件)		4	3	4以上	1				
					1	—	—	—	—
ファミリーホーム数	ホーム数(か所)	13	13	18	5				
					1	1	1	1	1
	新規ホーム数(か所)	0	0	5	5				
	委託子ども数(人)	53	55	60	5				

※各項目、年度末時点

第8-2 里親や委託中のこどもを支援するための取組

1 現在の計画の達成状況とその理由

- 大分県では、これまでに、里親支援の専用チームを作り、里親をサポートしたり里親を増やしたりするための職員を配置するなど、中央児童相談所での体制を強化してきました。これにより、中央児童相談所を里親支援の拠点（フォスタリング業務を行う機関）としています。
- さらに、令和3年には、NPO法人が設立されました。この法人は、里親や里親家庭で生活するこどもを専門的な立場から支援することを目指しています。
- しかし、令和6年までに里親支援機関を整備するという目標は達成が難しい見込みです。その理由として、NPO法人が里親の登録数を増やすことに力を入れてきたため、里親家庭での子育て支援を行う体制を整えるところまで進められなかったことが挙げられます。

項目	R4	R5	R6見込(目標)	
フォスタリング機関(こどもや里親をトータルで支援する機関)	児童相談所(1か所)	児童相談所(1か所)	児童相談所(1か所)	(児童相談所(1か所)+民間機関) 未達成見込

(出展)大分県こども・家庭支援課調べ

- 今後は、NPO法人の職員が中央児童相談所で研修を受け、里親や里親家庭で生活しているこどもへの支援の方法を学ぶことで、専門性を強化していく予定です。

2 地域の現状

(1) 今後必要になる施設やサポート

- 令和4年に児童福祉法が変わり、こどもや里親をトータルでサポートする「里親支援センター」が新しくできました。このセンターは、里親になりたい人の相談を受けたり、里親になった後のサポートを行ったりして、こどもたちが心身ともに元気に育つための支援を行う施設です。

- ・ 現在、大分県には専門的に里親支援を行う NPO 法人が 1 つあり、これから里親支援センターになってもらう予定です。また、乳児院や児童養護施設も、里親支援センターの役割を補う施設として期待されています。
- ・ これらの施設は、地域ごとに子どもや里親をトータルで支える民間のフォスタリング機関として 5 か所設置することを目指しています。この数は、地域の里親登録数や利用可能な施設の状況を考慮して決めました。

(2) 現在の状況

- ・ 里親支援センターや民間フォスタリング機関は、まだ設置されていません。ただし、中央児童相談所が、その業務を行っています。
- ・ 研修については、令和 4 年に 3 回実施し、延べ 210 人が参加しました。令和 5 年は里親登録の更新年であったため、新しい研修は実施していません。

(3) これから整備が必要なもの

- ・ 里親支援センターと民間フォスタリング機関については、必要な数を整備していきます。
- ・ 児童相談所での里親支援体制は、今の形を維持していきます。
- ・ 研修については、今後もテーマ別の内容を充実させ、里親たちが必要とする内容に対応できるようにしていきます。

3 今後の整備・取組方針

- ・ 里親登録数の約 4 割が大分市内に集中しています。そのため、移動する負担が比較的少なく、すぐに対応できる NPO 法人による里親支援センターの設置を進めます。
- ・ 大分市以外の地域では、中央児童相談所がフォスタリング機関の役割を担います。ただし、中央児童相談所から遠い地域では、民間のフォスタリング機関を設置することも検討します。
- ・ 里親の負担が増える可能性があるため、民間のフォスタリング機関として、乳児院や児童養護施設での里親レスパイト（短期間子どもを預かる支援）を進めます。また、宿泊ができる児童家庭支援センターの活用も考えています。

- ・ 里親^{どうし}同士の交流を支援^{しえん}する県里親会や、特別養子縁組^{とくべつようしえんぐみ}のサポートを行う乳児院^{にゅうじいん}に、民間^{みんかん}フォスタリング機関^{きかん}になってもらうことも検討^{けんとう}します。
- ・ 児童相談所^{じどう}は、里親^{どうろく}の登録^{いたく}や委託^{せきにん}を行う責任^{せきにん}を持つ機関^{きかん}であり、民間^{みんかん}機関^{きかん}と連携^{れんけい}しながら体制^{たいせい}を維持^{いじ}します。
- ・ 里親^{どうし}たちの意見^{ようい}や要望^{ようぼう}をしっかりと取り入れながら、テーマ別^{べつ}研修^{けんしゅう}を充実^{じゅうじつ}させていきます。また、研修^{けんしゅう}の実施^{じっし}については、中央^{ちゅうおう}児童相談所^{じどう}だけでなく、里親^{しえん}支援^{しえん}センターや民間^{みんかん}のフォスタリング機関^{きかん}も担当^{たんとう}できるよう検討^{けんとう}します。

◎ 評価^{ひょうか}のための指標^{しひょう}

項目	現在の整備・取組 状況等【基準値】		資源の必要量 等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段: 定量的な整備目標)					
	R5	R6見込		R7	R8	R9	R10	R11	
里親支援センター(こども や里親をトータルで支援する センター)の設置数	設置数(か所)	—	0	1	1				
	民間委託数(件)	—	0	1	—	1	—	—	—
民間フォスタリング機関 (こどもや里親をトータルで支 援する機関)の設置数	設置数(か所)	0	0	5	5				
児童相談所における里親 等支援体制の整備	体制整備	整備済	整備済	整備済	民間との協働体制の強化				
基礎研修、登録前研修、 更新研修などの必修研 修以外の研修の実施回 数、受講者数	実施回数(回)	—	3	3	—				
	受講者数(人)	—	200	200	—	—	—	—	—

※各項目、年度末時点

第9 施設の小規模・地域分散化、高機能化、多機能化に向けた取組

第9-1 施設で生活するこども数の見込み

- 施設で生活するこどもの人数の見込みは、以下のとおりです。この人数は、毎年「代わりの養育が必要なこどもの数」から「里親家庭やファミリーホームで生活するこどもの数」を引いたものになります。

(単位:人)	R5	R6見込	計画期間中の見込				
			R7	R8	R9	R10	R11
乳児院・児童養護施設	270	271	264	256	250	240	232
3歳未満	9	6	6	6	6	6	6
3歳以上就学前	21	28	27	24	22	19	18
学童期以降	240	237	231	226	222	215	208
(参考)							
児童心理治療施設	15	16	16	16	16	16	16
児童自立支援施設	9	11	11	11	11	11	11
福祉型障害児入所施設	54	55	55	55	55	55	55
母子生活支援施設	31	31	33	35	37	37	37

※大分県こども・家庭支援課で推計

- 施設では、こども一人ひとりの状況に合わせた支援が求められています。たとえば、こどもの心や行動の課題を改善したり、親子関係をより良くしたりする支援を行いながら、生活をサポートする専門的なケアが必要です。
- また、児童相談所が作る支援計画（パーマネンシープランを含む）に基づき、施設がこどもや保護者に支援方針をしっかりと伝えることが重要です。そして、保護者に対して必要な支援を行い、家庭で生活できるようにするために、児童相談所や関係機関と協力する必要があります。
- さらに、こどものための新しい支援先を考えるときには、こどもの幸せ（ウェルビーイング）を第一に考える必要があります。保護者の意見だけではなく、こどもの年齢や気持ちもよく考えた上で、1番良い方法を見つけることが大切です。

第9-2 施設のしせつ小規模・しょうきぼ地域分散化、ちいきぶんさん高機能化、こうきのうか多機能化たきのうかに向けた取組

1 現行の計画の達成状況とその理由

- 大分県内の乳児院や児童養護施設などは、子どもを安全に大切に育てる重要な役割を果たしています。
- 平成30年の国の発表では、施設で暮らす子どもたちができるだけ家庭に近い環境で、一人ひとりに合った丁寧なケアを受けられるようにすることが求められています。また、保護者や里親家庭へのサポートも行い、施設を小さくして地域に分散させたり、役割を増やしたり、専門的な対応ができるようにする必要があります。
- 現在の計画では、施設を地域に分けて小さくすることや、施設全体を小さなグループに分けることを目標にしました。そして、ほとんどの目標が予定どおり令和6年までに達成できる見込みです。

項目		R4	R5	R6見込(目標)		
児童養護施設におけるグループケア(6人以下)の箇所数【小規模かつ地域分散化】		12か所	13か所	12か所	(14か所)	未達成見込
児童養護施設等のグループケア(6人以下)の箇所数【小規模化】	児童養護施設	33か所	36か所	36か所	(36か所)	達成見込
	※大舎等	1か所	0か所 (小舎有)	0か所 (小舎有)	(0か所)	達成見込
	乳児院	2か所	2か所	3か所 (全ユニット化)	(4か所)	達成見込
	※大舎等	1か所	1か所	0か所	(0か所)	達成見込

(出展)大分県子ども・家庭支援課調べ

- この成果が出た理由の1つは、施設や関係機関が協力して取組を進めたことです。大分県では、現在の計画を作る際に、子どもたちの幸せを1番に考え、児童養護施設協議会や里親会、ファミリーホーム協議会の代表者たちとたくさん話し合いを重ねました。それぞれの立場を超えて、子どもたちにとって必要な取組や課題の解決方法を共有しながら、子どもたちの最善の利益を求めて進めてきたことが成果につながりました。

- さらに、児童養護施設は、相談対応や地域での子育て支援も行ってきました。このような活動の中で専門的な知識や経験を持つ職員が育ちました。そして、そうした人たちが中心となって、一時保護専用施設や児童家庭支援センターを作るなど、施設の多機能化や役割の増加が進められたことも成果の理由です。

2 地域の現状

- 大分県内には、以下のような施設があります。
 - ① 乳児院が1か所
 - ② 児童養護施設が9か所
 - ③ 児童心理治療施設が1か所
 - ④ 児童自立支援施設が1か所（県立）
 - ⑤ 母子生活支援施設が3か所（そのうち1か所が大分市立）
- これらの施設は、「なるべく家庭的な環境」を整えることが求められています。さらに、少人数で生活できるようにするなど、小さなグループで地域に分かれた形にすることも大事です。

<小規模かつ地域分散化>

- 児童養護施設では、家庭的な雰囲気を作るために、建物の改築や生活の仕方を工夫してきました。ただし、施設によっては、少人数で生活する施設の運営が難しく、以前のような形態が続いている場合もあります。
- 乳児院では、令和5年に工事を行い、全体的に木の温かみを感じられる建物になりました。また、部屋は全て個室化され、特別養子縁組をサポートする新しい取組にも力を入れています。
- 児童自立支援施設では、令和3年に全ての部屋を個室にする工事をしました。
- こどもヒアリングでは、地域にある小さな施設について、「普通の家庭みたいで良い」「あまり人と関わりたくない子には良いと思う」などの声がありました。でも、「大人数の方が多くの子と関係性が築ける」「小さな施設や家の場合、人との関わりが少なくなりそう」など、小さな施設の生活環境に不安に感

じる声もありました。こどもの意向のみならず、年齢や状況に応じた適切な施設でのケアを実施していくことが必要です。

<養育機能強化>

- ・ 児童養護施設では、子どもたちが安心して生活できるようにするために、家庭支援や心理療法、自立支援を専門に担当する職員を増やしてきました。
- ・ しかし、職員の確保が難しいことが課題です。必要な職員を配置することができず、計画どおりに進められない場合もあります。

<一時保護専用施設>

- ・ 大分県では、平成30年から一時保護専用施設を設置しており、令和6年には4か所目の施設が運用をスタートしました。これにより、こどもの年齢や状況に応じて幅広い対応ができるようになり、学校への通学を続けるなど、その子どもにとって最適な支援が徐々に可能となっています。

<児童家庭支援センター>

- ・ 児童家庭支援センターは、市町村や地域の関係機関と連携して、家庭からの相談対応などを行っています。また、短期間子どもを預かるサービスも行っています。
- ・ 現在、県内には5か所のセンターがありますが、地域によってサービスが十分でない場所もあるため、引き続き必要な数を検討します。

<里親支援センター・フォスタリング事業>

- ・ 令和4年に児童福祉法が変わり、里親を支援する体制の整備が求められるようになりました。大分県では、里親支援センターが里親探しから、子どもが里親の元を離れた後の支援までトータルで行うことを予定しています。

<妊産婦等生活援助事業>

- ・ 大分県では、困っている妊婦さんなどへのサポートを行っています。平成30年からは、母子生活支援施設に1か月程度滞在し、出産前後の食事や生活のサポートを受けることができます。この取組は、出産後の赤ちゃんを安心して育てることを目指しています。

<家庭支援事業>

- ・ 児童相談所における虐待の相談対応件数が増加する中、虐待を防ぐために市町村が行う家庭を支援する取組の強化が求められています。
- ・ 令和4年に児童福祉法が変わり、この取組では親子を離さず、家庭で子どもを支援する仕組みが整えられています。今後、地域によりサービスの差が出ないように、どの市町村でもこの仕組みを充実させることが重要です。

<施設計画の遂行>

- ・ 乳児院や児童養護施設などは、こどもの一時保護や里親へのサポートを進めながら、少人数で家庭的な施設の運営を目指しています。
- ・ 各施設では、令和11年を目標に「小規模化」「地域分散化」「高機能化」などを進める計画を見直しました。こどもの人口が減少する中、ケアが必要な子どもが増加するなど、これからも施設の役割はとても重要です。
- ・ こどもヒアリングでは、施設での生活について、「満足している」という声がありましたが、食事や外出、スマートフォンの所持など生活ルールの改善を求める声があったほか、「意見を否定することや話を遮ることをやめてほしい」「こども会議での意見をもっと聴いてほしい」「自分の意見や話を親身に聴いてくれたうえでの指導は納得できる」といった声もありました。施設内におけるこども会議の運用やこどもの意見・意向と違う決定を行う場合の理由説明などに関して、こどもアドボケイトと連携した取組の充実が必要です。

(1) 必要な施設数や職員数など

- ・ 少人数化と地域分散化を進める児童養護施設は、15か所64名分が必要です。
- ・ 専門職員（家庭支援や心理療法、自立支援担当など）の配置については、乳児院で6名、児童養護施設で103名が必要です。
- ・ その他、家庭支援や親子支援を行う施設、短期間子どもを預かる施設なども、それぞれの役割に応じた数が必要です。

(2) 現在の状況

- ・ 現在、少人数化と地域分散化を進める児童養護施設は12か所59名分があり、専門職員は乳児院で5名、児童養護施設で88名が配置されています。

(3) これから整備するべき量

- 必要な数と現在の状況との差を埋めるため、施設数や職員数の整備を進めていく必要があります。

3 今後の整備・取組方針

<施設を小規模・地域分散化し、こどもの生活環境をさらに強化する取組>

- 児童養護施設では、少人数で生活できる環境を作り、地域に分散した形にして、「家庭に近い環境」を目指す取組を進めます。
- 今後、小学生以上の子どもや、特別なケアが必要な子どもが増えることが予想されるため、施設の機能をさらに高め、多様な役割を担ってもらう工夫を続けます。具体的には、専門員（家庭支援や心理療法を行う職員など）を増やすために、求人方法を改善したり、働きやすい環境を整えたりする取組を進めます。これには、施設同士で良い点を共有し、役立てることも含まれます。
- また、施設で働く人を増やすために、大分大学や県内の短大、専門学校と連携して、学生のうちから施設で働くことを体験してもらう取組を進めます。この取組では、学生が子どもとじっくり関わる経験を通じて、施設で働く意義ややりがいを感じてもらえるよう工夫します。

<乳児院について>

- 入所する乳幼児の数は減ることが予想されますが、里親や地域支援など新しい役割を担う施設として、多様な取組を進めます。具体的には、特別養子縁組をサポートする活動や子育て支援拠点としての役割を広げ、新しくなった建物を活用して、地域の人も利用できる活動を目指します。
- また、乳児院の定員は、こどもの数や状況を見ながら見直しを検討します。

<専門施設について>

- 心理治療が必要な子どもを受け入れる施設や、自立を目指す子どもを支援する施設については、子どもへの対応を強化していきます。これから予定されている国の発表に基づき、地域の状況に合わせて役割を広げたり、機能を高めたりする方法を検討していきます。

<母子生活支援施設について>

- ・ この施設は、母親と子どもが一緒に入所でき、家庭を支援する施設です。令和4年に児童福祉法が変わり、妊婦さんや出産後の母親を支援する制度ができたことを受け、市町村や関連機関と連携して、この施設の活用を広げます。

<一時保護、児童家庭支援センター、里親支援など>

- ・ 家庭で生活することが難しい子どもに対応するため、児童養護施設の空き部屋を活用して、一時的に子どもを保護する施設を設置します。また、児童相談所など関係機関との連携を強化します。
- ・ 地域ごとの子育て支援が充実するよう、児童家庭支援センターの配置についても進めていきます。
- ・ 里親制度の推進のため、里親支援センターや児童相談所と協力しながら取組を進めます。また、中央児童相談所から遠い地域では、民間のフォスターリング機関（里親支援機関）の活用も検討します。
- ・ 多胎児（双子や三つ子など）がいる家庭の支援や、里親家庭の負担を減らすレスパイト（短期間のこどもの預かり）の取組を積極的に進めます。さらに、特別養子縁組を希望する家庭や妊婦さんへの支援を強化するため、乳児院がサポートする取組も進めます。

<家庭支援事業>

- ・ 施設や児童相談所が協力して、子どもにとって最善の利益を考えた「パーマネンシープラン」に基づく支援を行う際には、市町村が積極的に家庭を支援する取組を行うことが重要です。
- ・ 県としても、市町村が取組むときの課題を整理し、支援する方法を検討します。また、乳児院や児童養護施設と協力するための話し合いの場を設けるなど、在宅で子育て支援が受けられる環境を整備していきます。

◎ ひょうか 評価のための指標

項目 (乳:乳児院) (児:児童養護施設)		現在の整備・取組 状況等【基準値】		資源の必要量 等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)					
		R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10	R11
小規模かつ地域分散化した 施設数、入所児童数 ※地域小規模児童養護施設や分 園型小規模グループケアのみで 構成された施設数	乳	施設数 (か所)	0 (0)※	0 (0)※	0 (0)※	-				
		入所児童 数(人)	0	0	0	-				
	児	施設数 (か所)	13 (0)※	12 (0)※	16 (0)※	4				
		入所児童 数(人)	59	59	64	5				
養育機能強化のための専門 職(家庭支援専門相談員、 心理療法担当職員、自立支 援担当職員等)の加配施設 数、加配職員数	乳	加配施設 数(か所)	1	1	1	-				
		加配職員 数(人)	5	5	6	1				
	児	加配施設 数(か所)	9	9	9	-				
		加配職員 数(人)	88	91	103	12				
養育機能強化のための事業 (親子支援事業、家族療法 事業等)の実施施設数	乳	施設数 (か所)	1	1	1	-				
	児	施設数 (か所)	4	5	9	4				
一時保護専用の施設の整 備施設数	乳	施設数 (か所)	0	0	0	-				
	児	施設数 (か所)	3	4	5	1				
児童家庭支援センターの設 置施設数	乳	施設数 (か所)	0	0	0	-				
	児	施設数 (か所)	5	5	5	-				
里親支援センター、里親養 育包括支援(フォスターing) 事業※の実施施設数 ※里親支援専門相談員の配置、 里親レスパイトの実施	乳	施設数 (か所)	1	1	1	-				
	児	施設数 (か所)	9	9	9	-				
妊産婦等生活援助事業の 実施施設数	乳	施設数 (か所)	0	0	0	-				
	児	施設数 (か所)	0	0	0	-				

項目 (乳:乳児院) (児:児童養護施設)		現在の整備・取組 状況等【基準値】		資源の必要量 等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)					
		R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10	R11
市町村の家庭支援事業を委託されている施設数 (子育て世帯訪問支援事業:訪問支援員が、家庭の居宅を訪問し、支援を実施する事業)	乳	施設数 (か所)	—	1	1	—				
	児	施設数 (か所)	—	1	5	4				
〃 (児童育成支援拠点事業:家庭や学校に居場所のない児童等に対して、支援を包括的に提供し、健全な育成を図る事業)	乳	施設数 (か所)	—	1	1	—				
	児	施設数 (か所)	—	0	5	5				
〃 (親子関係形成支援事業:保護者や子どもを対象に、必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築する事業)	乳	施設数 (か所)	—	0	1	1				
	児	施設数 (か所)	—	1	9	8				
〃 (養育支援訪問事業:養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業)	乳	施設数 (か所)	1	1	1	—				
	児	施設数 (か所)	1	1	5	4				
〃 (子育て短期支援事業:子どもを短期間預かる事業)	乳	施設数 (か所)	1	1	1	—				
	児	施設数 (か所)	9	9	9	—				
〃 (一時預かり事業:家庭で養育が一時的に困難となった乳幼児を保育所・幼稚園等で一時的に預かる事業)	乳	施設数 (か所)	0	0	1	1				
	児	施設数 (か所)	1	1	5	4				

※各項目、年度末時点

第10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

第10-1 自立を助けるために支援が必要なこどもの実態と見通し

- 令和4年に児童福祉法が変わり、社会的養護（施設や里親家庭などで生活すること）を経験した人たちの実態を知ることが、県のやるべきことに決まりました。
- 現在、施設などで生活している子どもたちの中で、18歳になる子どもや、措置延長（施設や里親家庭などで生活する期間が延びること）になりそうなこどもの人数などから、毎年約40人の子どもが社会に出ることが見込まれます。

	R5	R6見込	計画期間中の見込				
			R7	R8	R9	R10	R11
(A) 各年度中に18歳を迎える者(人)	22	22	33	45	39	37	29
(B) 各年度に措置延長されている者(人)	24	22	11	10	6	9	8
(C) (A)のうち措置延長等を必要とする者(人)	9	6	6	9	6	5	5
(A)+(B)-(C)	37	38	38	46	39	41	32

(出展)大分県中央児童相談所、大分県中津児童相談所調べ

- この子どもたちには、社会に出る前に相互に交流する場所や困りごとを相談できる場所を紹介します。また、「自立支援資金の貸付制度」も紹介します。自立した後も、定期的に訪問や電話、メールなどでサポートを続けます。
- 令和4年には、大分県内の施設を退所した人たちなどの生活状況や支援が必要な部分について調査を行いました。調査対象は中学卒業後に施設などを退所した18歳以上の530人で、そのうち78人が回答してくれました。
- 生活状況では「支出が収入よりも多い」(21.8%)や、「通院している」(14.1%)など、また通院していない人でもストレスや孤独感など心の問題を抱えていることがわかりました。

- ・ 支援が必要なこととしては、「仕事のこと」（47.4%）、「生活費や学費のこと」（41.0%）、「住まいのこと」（24.4%）が不安や心配のトップ3でした。自立するには特に仕事や勉強、生活費、住まいの支援が重要だと考えられます。
- ・ 今後、時間がたつと、これらの結果が変わるかもしれません。そのため、就労や勉強、生活費、住まいの状況について再度調査し、支援に関わる機関が協力して対策を検討します。

第10-2 社会的養護経験者の自立に向けた取組

1 現在の計画の達成状況とその理由

- ・ 大分県では、社会的養護を経験した子どもたちが社会で自立した人生を歩んでいけるように、「児童アフターケアセンターおおいた」（平成23年に設置）を拠点に支援をしています。このセンターには支援コーディネーターがいて、社会的養護を経験した人たち全員の「継続支援計画」を作成し、生活や仕事に関する相談や支援を行っています。
- ・ また、平成25年から全ての児童養護施設に職業指導員が配置され、児童相談所やアフターケアセンターとも連携しながら、子どもたちの情報を共有して退所後の支援を行っています。
- ・ こうした取組により、退所後の子どもたちへの支援の実施率や、就職・進学率といった目標を達成する見込みとなっています。
- ・ その理由としては、子どもたちが施設を退所する前に、児童相談所の職員や支援コーディネーターと一緒に継続支援計画を作り、この計画に基づいて、アフターケアセンターが訪問や電話、メールなどで定期的に子どもたちの状況を確認し、細やかな支援を行っているからです。

項目		R4	R5	R6見込(目標)	
里親・施設を退所したこどもを継続的に支援するための計画に基づく支援の実施率		100.0%	100.0%	100.0%	(100.0%) 達成見込
里親・施設を退所したこどもを継続的に支援するための計画(継続支援計画)対象者の施設退所後の就労・就学率	半年後	—	—	—	(90.0%) —
	1年後	88.0%	87.1%	90.0%	(85.0%) 達成見込
	3年後	91.9%	86.2%	90.0%	(75.0%) 達成見込

(出展)大分県こども・家庭支援課調べ

2 地域の現状

- 令和4年に児童福祉法が変わり、社会的養護経験者に必要な支援を行うことが県のやるべきこととなりました。支援は20歳や22歳といった年齢ではなく、一人ひとりの状況に応じて柔軟に行われます。支援内容には生活や仕事に関する相談対応や助言、交流の場の提供、関係機関との調整が含まれます。
- アフターケアセンターでは、社会的養護を経験した人たちが交流できる「CONETステーション」を設置しています。ここでは、集まる場を提供するだけでなく、引越しの手伝いや物資の受け渡しなども行っています。
- 令和5年にはスタッフを増やし、さらに多くの相談に対応できるよう体制を強化しています。また、心理的なサポートが必要な場合には、専門の心理士を配置して相談対応を行っています。
- アフターケアセンターを運営していた団体の元メンバーたちが新しいグループを作り、社会的養護を経験した人たちのために活動しています。この活動では、民家を利用した集まれる場所(サロン)を提供したり、季節の行事や野外活動を通じて、社会的養護経験者同士が交流できる場を作ったりしています。この団体はボランティアで運営しているため、県では寄付の呼びかけや活動の紹介などを行いサポートしています。
- こどもヒアリングでは、施設を退所した後で困りそうなことや心配なことについて、仕事やお金、学校(進学や卒業)に関する声が多くありました。また、「一人暮らしが怖い」「料理や病院が不安」「心配ごとがない人がいるなんて信じられない」など、多くのこどもが将来への不安を抱えていました。

第11 児童相談所の強化に向けた取組

第11-1 県の児童相談所の人材確保・育成のための取組

1 現在の計画の達成状況とその理由

- 虐待を防ぐための対策として、平成30年に国が「児童虐待防止総合強化プラン」という計画を発表しました。この計画に基づいて、児童相談所の体制と専門性を強化していくことが進められました。
- しかし、その後も子どもが虐待される事件が続き、対策のさらなる強化が求められました。
- 大分県では、児童相談所の職員を増やし、プランに沿った目標を立てて、今後もこの目標を達成する見込みです。虐待事件が起こらないよう、県全体で児童相談所の体制を強化してきました。

項目	R4	R5	R6見込(目標)	
児童福祉司の配置率	100% (59人)	100% (69人)	100% (78人)	(配置基準以上) 達成見込
児童福祉司を指導教育する担当の児童福祉司(スーパーバイザー)の配置率	100% (10人)	100% (10人)	100% (10人)	(配置基準以上) 達成見込
児童心理司の配置率	109% (25人)	108% (28人)	100% (35人)	(配置基準以上) 達成見込

(出展)大分県子ども・家庭支援課調べ、()内は配置職員数

2 地域の現状

- 大分県には「中央児童相談所」と「中津児童相談所」の2つの児童相談所があり、関係機関と協力して子どもを守るための取組を強化しています。
- しかし、現在も全国的に虐待事件が起きており、大分県でも虐待事件が起きています。
- 虐待事件を防ぐため、児童相談所の体制をさらに強化し、医師や弁護士などの専門家を増やすことが提案されています。

- ・ また、こどもや保護者の心のケアを行うために精神科の先生に協力してもらうことや、相談を受ける職員の負担を減らすためにAIなどの技術を活用することも検討されています。
- ・ こどもヒアリングでは、担当する児童福祉司や児童心理司の理想像について、「話（自分のこと）を理解してくれる人」という声が多くありました。でも、人事異動などですぐに担当者が変わることへの不満や、「若い人だと心配」「約束を破られ信頼できなくなった」「（措置先を）勝手に決められた」「反抗的で決めつけたような言い方や聞き方をされた」など、自身への対応に関する不満の声なども多くありました。
- ・ 中には、「自分のために一生懸命動いてくれる今のケースワーカーに感謝している」といった声もあり、こどもの最善の利益を第一に、引き続き、こどもや家庭の支援を行うため、児童福祉司や児童心理司の育成など児童相談所の体制の強化を進めていく必要があります。

3 今後の整備・取組方針

- ・ 大分県の児童相談所では、相談対応の際に、精神科の先生や弁護士に協力してもらっています。令和6年からは協力してもらえる精神科の先生を増やしたり、児童心理司が専門機関で研修したりするなどの取組も行っています。
- ・ 児童相談所の職員を増やすだけでなく、質の向上も目指し、スキルアップのための研修や資格取得を進めています。
- ・ さらに、AIを活用して相談内容を記録したり緊急度を判断したりする仕組みを取り入れ、職員の負担を軽減していくことを考えています。
- ・ 大分市を担当する新しい児童相談所の設置を検討しています。これにより、1つの児童相談所が担当するこどもの人数が減ることで、一人ひとりのこどもに、より細かく寄り添った対応ができるようになります。
- ・ また、働きやすい環境を整えるため、新しく児童相談所に来た職員への指導やOJT（業務を行いながら学ぶ研修）を強化します。

- ・ 精神科の先生や保健師、弁護士などの専門の職員を確保し、児童相談所の体制をさらに充実させます。
- ・ 児童福祉司がすぐに変わる現状も課題として考え、担当者がこどもや保護者と長く関わられる仕組みづくりを考えていきます。

◎ 評価のための指標

項目			現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)				
			R5	R6見込		R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所の管轄人口 (10月1日時点)	中央 (城崎分室)	人口	88万人 (47万人)	87万人 (47万人)	50万人以下	〔大分市を管轄する児童相談所の設置〕				
	中津	人口	21万人	21万人						
第三者評価を実施している児童相談所数(年度末時点)	所数(か所)	— (自己)	— (自己)	2	2 中央 — 中津 中央 —					
児童福祉司の配置数	人数(人)	69	78	配置基準以上	(配置基準以上) 国プラン等に基づき配置					
児童心理司の配置数	人数(人)	28	35	配置基準以上	(配置基準以上) 国プラン等に基づき配置					
市町村支援児童福祉司の配置数	人数(人)	1	1	配置基準以上	(配置基準以上) 国プラン等に基づき配置					
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	人数(人)	10	10	配置基準以上	(配置基準以上) 国プラン等に基づき配置					
医師の配置数	常勤(人)	—	1(兼務) (R6.7.1付)	—	— — — — — —					
	非常勤(人)	6	8	8	— — — — — —					
保健師の配置数	人数(人)	3 (うち1名一時保護所兼務)	4 (うち1名一時保護所兼務)	4 (うち1名一時保護所兼務)	— — — — — —					
弁護士の配置数	常勤(人)	—	—	—	— 国プラン等に基づき配置					
	非常勤(人)	18 (中央:週4回 中津:週1回)	18 (中央:週4回 中津:週1回)	18 (中央:週4回 中津:週1回)	— 国プラン等に基づき配置					
こども家庭福祉行政に携わる県(児童相談所)職員における研修(①児童福祉司任用後研修、②こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修)の受講者数(年度末時点)	①受講者数(延人)	1,476	1,476	1,450	— — — — — —					
	②受講者数(人)	—	—	若干名	若干名 若干名					
専門職採用者数(福祉)	採用者数(人)	—	—	若干名	若干名 若干名					
	割合(%)	—	—	0%超え	0%超え					

※各項目、各年度当初時点

第11-2 中核市の児童相談所設立に向けた取組

1 現在の計画の達成状況とその理由

- この部分は、国が発表した方針に基づき新たに書かれたものなので、現在の計画には書かれていません。

2 地域の現状

- 平成16年に児童福祉法が変わり、中核市（県内では大分市）が児童相談所を設置できるようになりました。
- 県では人材育成などで大分市との連携強化を進めるため、令和4年に、大分市内に「城崎分室」（今は「大分支所」）を設置しました。これにより情報共有や会議の開催がスムーズになりました。
- 令和5年に、中央児童相談所が対応した虐待相談件数の約60%を城崎分室（大分支所）が担い、重要な役割を果たしています。
- なお、全国の中核市のうち児童相談所を設置しているのは4市（横須賀市、金沢市、明石市、奈良市）だけです。

3 今後の整備・取組方針

- 大分県では、全国の動きをよく見ながら、大分市の意向を尊重し、人材交流を続け、児童相談所をつくることについて話し合いをしていきます。また、大分市と情報を共有し、必要な助言を行うことで、虐待防止のための連携を強化します。

(障がいのある子どもたちの生活環境)

- ・ 障がいのある子どもたちが暮らす施設でも、虐待を受けた子どもなど、家庭での生活が難しい子どもたちがいます。そうした子どもたちには、できるだけ家庭的で安心した環境で生活できることが大切です。

1 地域の現状

- ・ 大分県には、障がいのある子どもが入所できる福祉施設が3か所あります。これらの施設では、子どもたちが少人数のグループで過ごせるように環境が整えられています。
- ・ これらの施設では、4人以下の部屋で生活することが求められていますが、県内の施設はさらに進んでいて、2人部屋が13室、個室が15室用意されています。つまり、全体の約7割の子どもが、2人以下で生活できる部屋に住んでいるということです。

2 今後の整備・取組方針

- ・ 引き続き、子どもたちの障がいの特性に合わせた環境を提供していきます。また、「大分県障がい者計画（第2期）」に基づき、子どもたちの権利を守り、短期的に施設を利用するサービスなどを充実させて、障がいのある子どもやその家族への支援を進めていきます。

① 施設の環境をもっと良くするための整備

施設を建て直したり修理したりする費用の一部を支援して、子どもたちが快適に過ごせる環境を作ります。

② 短期間の利用もしやすくする

子どもや家族が必要な時に施設を短期間使える体制を整えます。

③ 子どもの権利を守る

子どもたちが、自分の意見を伝えられるように、わかりやすい説明やサポートをしていきます。子どもたちが安心して暮らせるように、関係する施設や団体と連携して支援を行います。

④ 職員のサポート体制を強化

施設の職員に研修を行い、より良いサポートができるようにします。

⑤ 障がいのある人への差別をなくす活動

障がいのある人も、ない人も、みんなが気持ちよく暮らせる社会を目指し、県民への啓発活動を行います。

(1) こどもの意見を大切に取る取組

- ・ 施設で暮らす子どもたちが自分の気持ちや考えを伝えられるようにするため、新しい仕組みを始めます。

① サポートツールの導入

絵や写真など、子どもたちが簡単な言葉を使って自分の意見を伝えやすくする道具を用意します。

② 意見を聴く機会を増やす

子どもたちの意見を日常的に聴けるような場を作ります。

(2) 里親との連携

- ・ 施設だけでなく、障がいのある子どもたちが家庭的な環境で生活できるように、里親の支援を進めます。

① 里親へのサポート

里親が抱える不安や負担を減らせるように、里親支援センターを相談や訪問などを通じてサポートします。

② 里親を増やす活動

障がいのある子どもたちを受け入れる里親をより増やすため、積極的に広報活動を行います。

